

青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

受益者負担および公費負担の適正化を図るため、施設の使用料の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例

(青梅市市民センター条例の一部改正)

第 1 条 青梅市市民センター条例（昭和 5 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長の」を「あらかじめ市長に申請し、その」に改める。

別表第 2 市民センター使用料表中備考以外の部分を次のように改める。
別表第 2 （第 5 条関係）

市民センター使用料表

名 称	区 分		定 員	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2	全日
				午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時 30 分	午後 7 時 30 分～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時
青梅市 青梅市 市民セン ター	天ヶ瀬体 育館	全面	233 人	円 3, 600	円 2, 400	円 2, 400	円 3, 000	円 3, 000	円 14, 400
		半面		1, 800	1, 200	1, 200	1, 500	1, 500	7, 200

青梅市 長淵市 民センター	第 1 会議室		30	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議室		36	600	400	400	500	500	2,400
	第 3 会議室		20	600	400	400	500	500	2,400
	和室		20	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		24	600	400	400	500	500	2,400
	体育館	全面	176	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
半面		1,800		1,200	1,200	1,500	1,500	7,200	
青梅市 大門市 民センター	第 1 会議室		18	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議室		30	600	400	400	500	500	2,400
	第 3 会議室		54	600	400	400	500	500	2,400
	第 4 会議室		14	600	400	400	500	500	2,400
	和室		10	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		24	600	400	400	500	500	2,400
	体育館	全面	176	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
半面		1,800		1,200	1,200	1,500	1,500	7,200	
青梅市 梅郷市 民センター	第 1 会議室		30	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議室		30	600	400	400	500	500	2,400
	多目的室		30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		24	600	400	400	500	500	2,400
	体育館	全面	176	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
		半面		1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200
青梅市 沢井市 民センター	第 1 会議室		30	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議室		12	600	400	400	500	500	2,400
	和室		20	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		24	600	400	400	500	500	2,400
	多目的室 A		24	600	400	400	500	500	2,400
	多目的室 B		24	600	400	400	500	500	2,400
	多目的室 C		24	600	400	400	500	500	2,400
	体育館	全面	176	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
		半面		1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200

青梅市 小曾木 市民セ ンター (青梅 市小曾 木地区 学習等 供用施 設)	第 1 会議 室		22	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議 室		20	600	400	400	500	500	2,400
	和室		30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		30	600	400	400	500	500	2,400
	体育 館	全面	176	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
		半面		1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200
青梅市 成木市 民セ ンター	第 1 研修 室		35	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 研修 室		15	600	400	400	500	500	2,400
	和室		30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		30	600	400	400	500	500	2,400
	体育 館	全面	176	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
		半面		1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200
青梅市 東青梅 市民セ ンター (青梅 市東青 梅地区 学習等 供用施 設)	第 1 会議 室		36	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議 室		10	600	400	400	500	500	2,400
	和室		30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		36	600	400	400	500	500	2,400
	体育 館	全面	233	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
		半面		1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200
青梅市 新町市 民セ ンター (青梅 市新町 地区学 習等供 用施設)	第 1 会議 室		35	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議 室		20	600	400	400	500	500	2,400
	第 3 会議 室		10	600	400	400	500	500	2,400
	和室		30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室		42	600	400	400	500	500	2,400
	体育 館	全面	233	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000	14,400
		半面		1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200
青梅市 河辺市 民セ ンター	第 1 会議 室		25	600	400	400	500	500	2,400
	第 2 会議 室		25	600	400	400	500	500	2,400
	第 3 会議 室		35	600	400	400	500	500	2,400

青梅市 今井市 民セン ター (青梅 市今井 地区学 習等供 用施設)	和室	20	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室	36	600	400	400	500	500	2,400
	体育館	233	全面	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000
			半面	1,800	1,200	1,200	1,500	1,500
	第1会議室	30	600	400	400	500	500	2,400
	第2会議室	18	600	400	400	500	500	2,400
	第3会議室	30	600	400	400	500	500	2,400
	和室	30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室	30	600	400	400	500	500	2,400
	体育館	233	全面	3,600	2,400	2,400	3,000	3,000
			半面	1,800	1,200	1,200	1,500	1,500
	第1会議室	30	600	400	400	500	500	2,400
	第2会議室	18	600	400	400	500	500	2,400
	第3会議室	30	600	400	400	500	500	2,400
	和室	30	600	400	400	500	500	2,400
	料理教室	30	600	400	400	500	500	2,400

別表第2 市民センター使用料表備考に次の1項を加える。

- 3 青梅市の区域内に在住し、在勤し、または在学する者の人数が構成員の過半数を満たす団体以外の団体が使用する場合の使用料は、規定使用料に3を乗じて得た額とする。

(青梅市御岳交流センター条例の一部改正)

第2条 青梅市御岳交流センター条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長の」を「あらかじめ市長に申請し、その」に改める。

別表センター使用料表中「

円	円	円
2,000	2,000	4,000
500	500	1,000

」を

「

円	円	円
4,000	4,000	8,000
800	800	1,600

」に改め、同表カヌー艇庫の項中

「1,500円」を「3,000円」に改め、同表備考第1項の表中

「

500円
120円

」を

「

1,000円
200円

」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1 条中青梅市市民センター条例第 3 条第 1 項の改正規定および第 2 条中青梅市御岳交流センター条例第 3 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（青梅市市民センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市市民センター条例の規定は、この条例の施行日以後にされる青梅市市民センターの使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる青梅市市民センターの使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。

（青梅市御岳交流センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の青梅市御岳交流センター条例の規定は、この条例の施行日以後にされる青梅市御岳交流センターの使用の承認の申請にかかる使用料から適用し、同日前にされる青梅市御岳交流センターの使用の承認の申請にかかる使用料については、なお従前の例による。